

中央区地元中小企業の皆様へ

延長

新型コロナウイルス感染症対策 緊急特別資金

新型コロナウイルス感染症の影響により、
売上減少など事業でお困りごとがございましたら
ご相談ください。

融資限度	1, 000万円以内
貸付期間	7年以内（据置期間12か月を含む）
資金使途	運転資金
対象企業	中央区商工業融資制度の基本要件を満たし、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当すること。 ア. 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等が前年同期比と比較して減少していること。 イ. 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等が平成31年1月から令和元年12月までの月平均の売上高等と比較して減少していること。
貸付金利	1. 8%
利子補給	1. 7%（本人負担分0. 1%）
信用保証料	全額補助 原則として東京信用保証協会の信用保証を要します。
受付期間	<u>令和3年3月31日（水）まで</u>

審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。お気軽にご相談ください。
詳しくは、融資窓口または営業担当者へお問い合わせください。

興産信用金庫

人形町支店 中央区日本橋人形町2-14-14

☎03-3668-5951

《興産信用金庫へご相談ください！》 新型コロナウイルス感染症対応 緊急経営支援特別資金

東京都中小企業制度融資

	感染症全国	感染症対応	感染症借換	危機対応
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金	運転資金・設備資金
融資対象	・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証 上記3ついずれかの区市町村の認定を受けた方	「感染症対応」は以下の①、 「感染症借換」は以下の①②を満たす方 ①新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、かつ「最近3ヶ月間の売上実績」又は「今後3ヶ月間の売上見込」が令和元年12月以前の直近同期と比較して5%以上減少している。 ②保証付融資の利用があり、事業計画を策定し、経営改善に取り組んでいる。 *セーフティネット保証利用の場合は認定書が必要です。		危機関連保証に係る区市町村長の認定をうけた方 *本件の申込時点で「感染症全国」の利用がある、もしくは同時に申込みをしていることが必要です。
融資期間	運転・設備資金 10年以内 (据置期間5年以内含む)	運転資金 10年以内 (据置期間5年以内含む) 設備資金 15年以内 (据置期間5年以内含む)	運転資金 10年以内 (据置期間5年以内含む) 既存設備資金も借換可能	運転・設備資金 10年以内 (据置期間2年以内含む)
融資限度額	4,000万円	2億8,000万円 (但し、感染症借換については既存残高+諸費用の範囲内)		
融資利率	4制度(感染症全国、感染症対応、感染症借換、危機対応)合計で融資額1億円まで原則として3年間実質無利子 *実質無利子は当初の3年間のみであり、3年経過後の金利については営業店にお問い合わせください。			
信用保証料	全額補助 (但し、個人事業主を除いた5号認定売上減少率15%未満は1/2補助)	全額補助		
取扱期限	令和3年1月29日(金) ※申込受付期限 令和2年12月末	令和3年3月31日(水)	令和3年3月31日(水)	令和3年1月29日(金)

※認定書には、それぞれ指定期間がありますのでご注意ください。
※審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

皆様のお悩みを解決するために、興産信用金庫が提携する専門家のご紹介やネットワークを活かし、お客様の立場になってサポートいたします。こんなお悩み事はありませんか？

- 助成金・補助金
- 事業承継・相続
- 販路開拓
- 経営改善支援
- 創業・新規事業
- 経営全般

当金庫では企業経営者様の課題解決に努めています。どうぞお気軽にご相談ください。

人形町支店 中央区日本橋人形町2-14-14

☎03-3668-5951